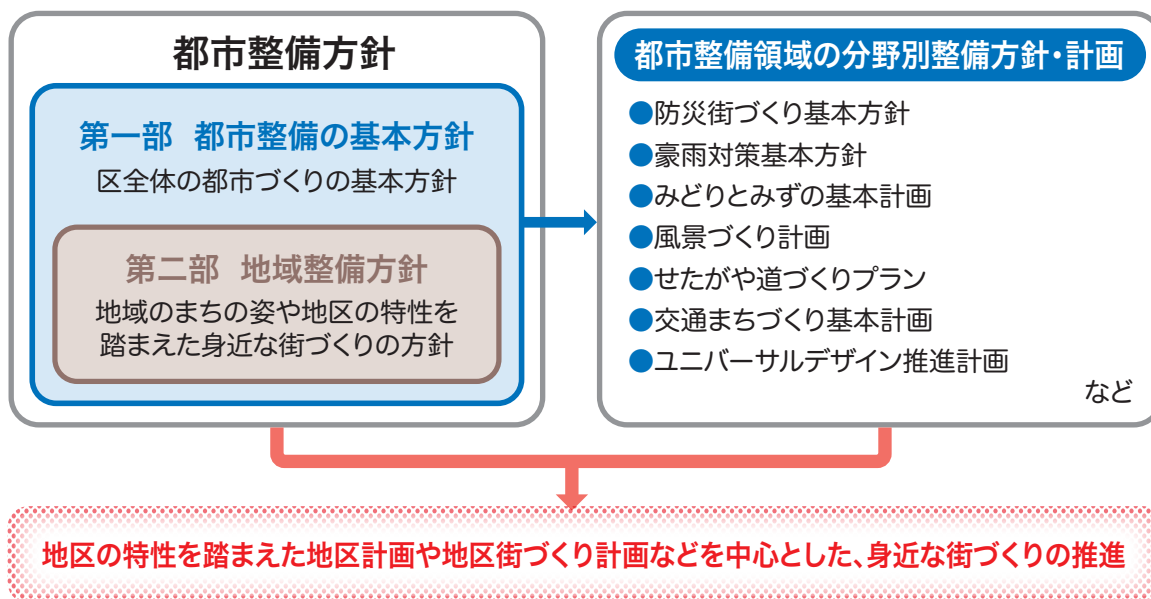
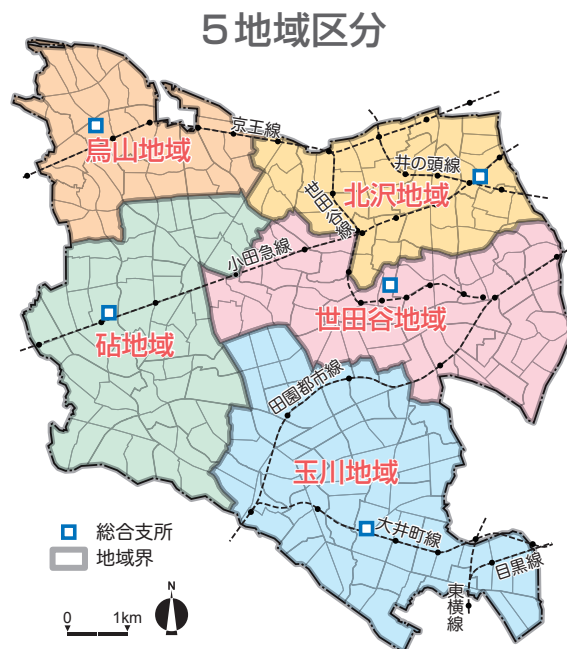


I. 地域整備方針の位置づけ

- 都市整備方針は二部構成としており、地域整備方針は、その第二部にあたります。
- 地域整備方針の地域区分は、各地域の特性と地区におけるこれまでの街づくりを踏まえ、総合支所を単位とします。
- 地域整備方針は、都市整備領域の分野別方針・計画に基づき進める広域的な施策については詳述せず、地域のまちの姿や地区の特性を踏まえた身近な街づくりの方針を示します。そして、この方針の基に、地区の特性を踏まえた地区計画や地区街づくり計画などを中心とした、具体の身近な街づくりを進めていきます。



II. 地域整備方針の目的と役割など

1. 目的と役割

- 地域の目標を定めた上で、より身近で区民生活に密着した地域や地区における街づくりの考え方を明らかにすることを目的とし、区民・事業者と区が協働して地域や地区の街づくりを実現するための方向性を示すとともに、区民主体の身近な街づくりのガイドラインとしての役割を果たします。

2. 地域整備方針で示す目標や方針

【目標～地域のまちの姿～】

- 基本計画（地域計画）の都市整備領域に関する内容等を踏まえ、都市整備の基本方針の都市づくりビジョン、街づくりの主な課題などに基づき設定します。
- 5つのテーマに沿った、まちの姿の具体像を明らかにします。

【地域の骨格プランと土地利用の方針】

- 都市整備の基本方針における都市づくりの骨格プランと、地域のまちの姿に基づき、地域の骨格を示します。地域整備方針では新たに、『地区生活拠点』を位置づけます。

地域の骨格プランで示す根拠や軸など

地域の骨格を構成する拠点や軸等の名称

拠点や軸などの位置づけ

生活拠点

広域生活・文化拠点	主として商業業務機能および文化情報発信機能が集積し、全区的な「核」とであると同時に、本区を越えた広域的な交流の場
主要な地域生活拠点	区民の交流の「核」とであるとともに、地域間をつなぐ主要な交通結節機能を有する拠点
地域生活拠点	地域の「核」となる区民の身近な交流の場
地区生活拠点	区民の日常生活に必要な商業・業務機能が集積した、地区の交流の場

新たな機能を持つ拠点等

災害対策拠点	地域の防災に関する機能を備える区役所および各総合支所周辺地区
保健福祉の街づくり重点ゾーン	全区的な保健医療福祉の拠点となる梅ヶ丘病院跡地整備にあわせ、ユニバーサルデザインによる街づくりを重点的に進めるゾーン

都市軸

都市活力と交通の軸	軸上に自動車対応の沿道型の施設などが立地し、交通を区内外にわたり広域的に連絡するとともに、都市としての活力を育み交流を促す軸
主要生活交通軸	主として区内の地域間の交通を担い、主要な公共施設を結ぶバス交通網を支える軸

みどりの拠点および水と緑の風景軸

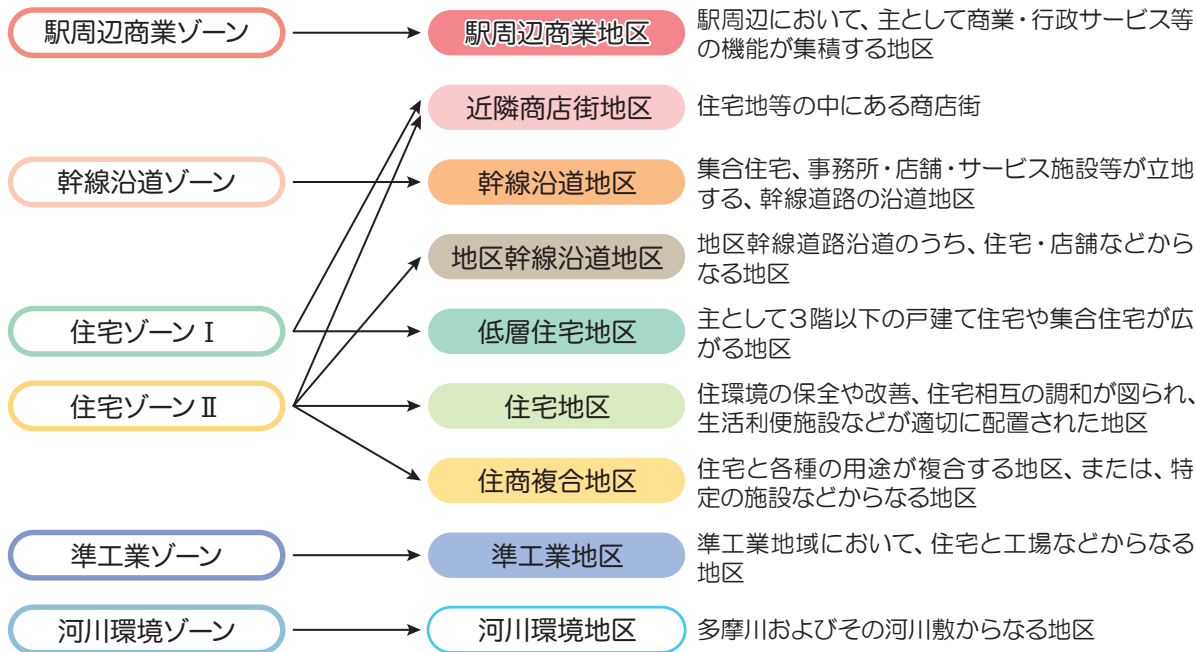
みどりの拠点	自然環境の骨格的な要素となる拠点
水と緑の風景軸(国分寺崖線とその周辺)	みどりに恵まれ様々な生物が生息し、みどりやみずの風景が連なった地域
環境保全ゾーン(多摩川)	国分寺崖線とともに東京23区でも貴重な自然環境を有し、区民に憩いとやすらぎを与えるゾーン

○原則9つに区分した土地利用ごとの方針を示します。なお、大規模な土地利用転換などの際は、都市基盤整備を進めるとともに、地区の特性や周辺住宅地と調和した土地利用を誘導します。

地域の土地利用の方針で示す土地利用の区分

都市整備の基本方針における区分

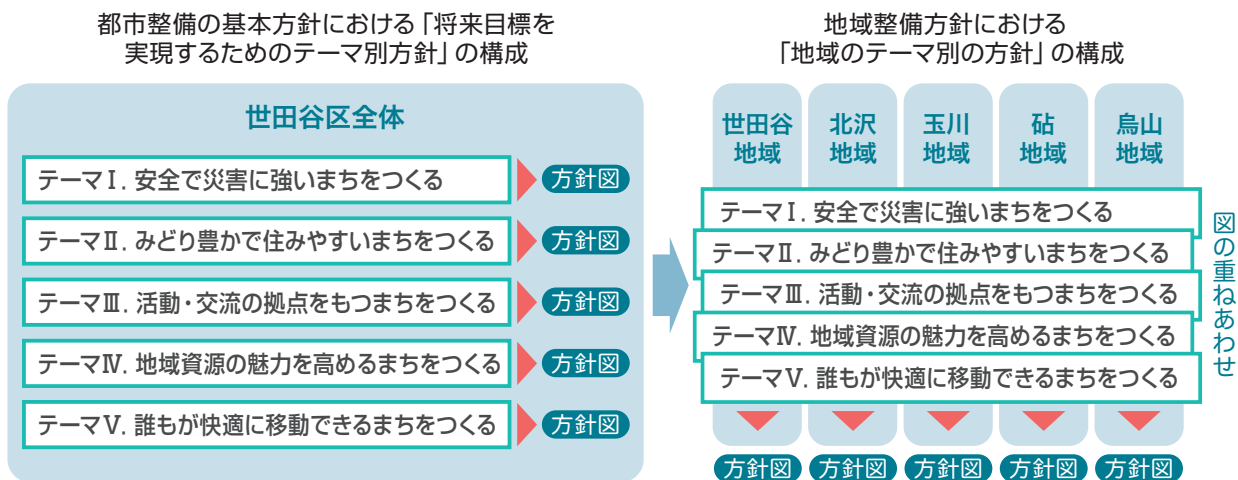
地域整備方針における区分



【地域のテーマ別の方針】

○地域の特性を踏まえ、街づくりの主な課題を解決し、地域のまちの姿を実現するため、各地域の全域を対象に、今後、概ね20年間にわたる方針として示します。

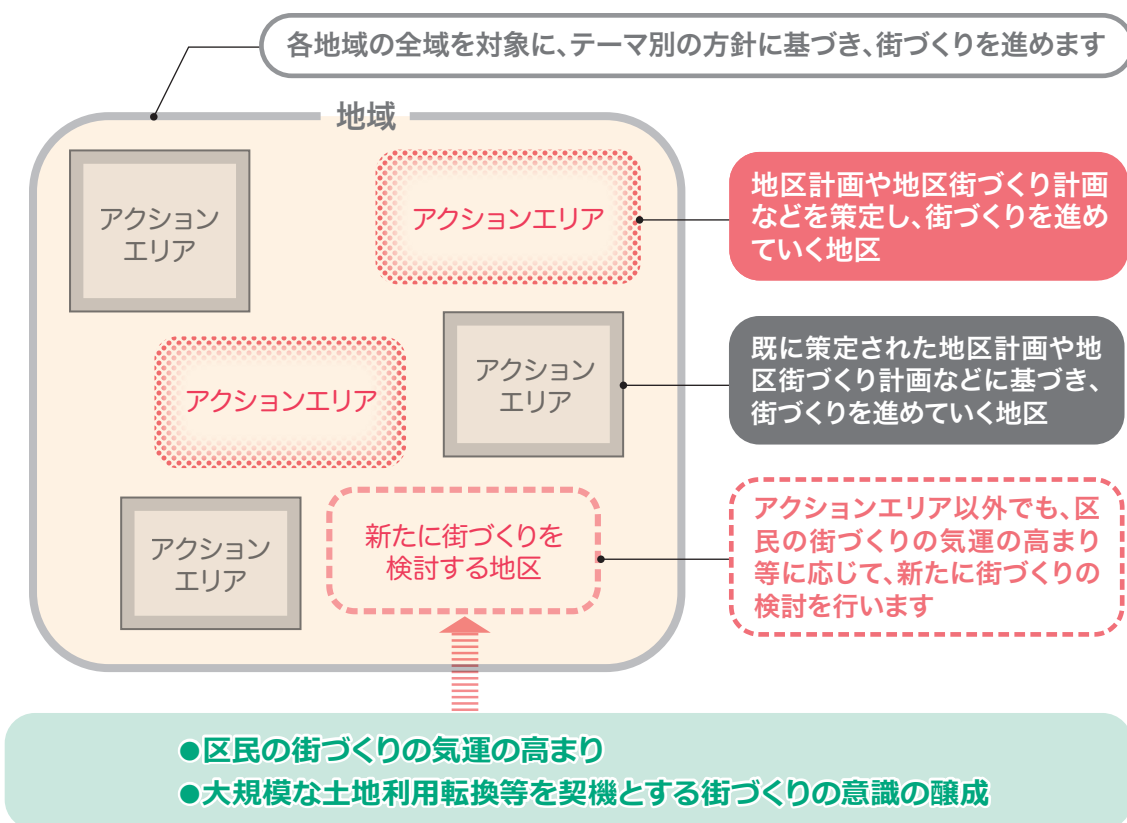
5つのテーマの重ね合わせによる方針図



【地域のアクションエリアの方針】

- 「アクションエリア」は、地域のまちの姿を実現するため、区民・事業者・区（総合支所）が協働し、今後、概ね10年間にわたり街づくりを優先的に進める地区とし、「アクションエリア」ごとにその整備方針を示します。

地域のテーマ別の方針およびアクションエリアの方針の考え方



- 「アクションエリア」では、地区の特性を踏まえ、地区計画や地区街づくり計画などを策定し、街づくりを進めていきます。なお、一部、既に地区計画や地区街づくり計画などが策定されている地区を含みます。（アクションエリア）
- アクションエリアには、既に策定された地区計画や地区街づくり計画に基づき、街づくりを進めていく地区を含みます。（アクションエリア）
- アクションエリア以外の地区についても、区民の街づくりの気運の高まりや、大規模な土地利用転換等を契機とする街づくりの意識の醸成などに応じて、新たに街づくりの検討を行います。（新たに街づくりを検討する地区）
- なお、アクションエリアや新たに街づくりを検討する地区が隣接する場合は、より効果的に街づくりが進められるように、相互の関連性について配慮します。